

教弘期大内氏分国における 東寺勧進聖性栄の勧進活動

藤 井 崇

はじめに

室町期文安年間（一四四四～四九）の東寺修造勧進については、橋本初子氏¹⁾や伊藤俊一氏²⁾、太田直之氏³⁾の検討がある。各氏によると、このとき大勧進には宝栄という僧が起用されている。

伊藤氏は宝栄による文安一年から宝徳二（一四五〇）年までの六年間の勧進について「洛中洛外・和泉・摂津・越前・周防・河内・越後・若狭・近江・紀伊の十カ国の一九〇カ寺、三三〇〇人あまりから、三七〇貫文ほどの奉加銭を集め、うち少なくとも二九〇貫文ほどが寺納されている」とする（1貫文=1000文。一般的に1貫文は時価10万円程度とされる）。

伊藤氏はまた、この時大勧進宝栄の他に性栄という勧進聖が周防国で勧進活動を行なったとする。そしてその際、西寺の僧良俊（不詳）から二貫文の奉加銭を受けたとしている。

伊藤氏はそれ以上の検討は行っていないが、性栄については、確かに「東寺長者補任」の定意の項目に「(文安三年)六月廿日比勧進、大内分国、性永上人^(ママ)下向」とある。そして他にも周防国山口を主都とする大名、大内氏の分国（勢力圏は石見国（鳥根県）西部・安芸国（広島県）西部・周防国（山口県東部）・長門国（山口県西部）・筑前国（福岡県）・豊前国（大分県北部）を中心とする）と関係する興味深い史料が幾つか存在する。

-
- 1) 橋本初子『中世東寺と弘法大師信仰』（思文閣出版、一九九〇年）。
 - 2) 伊藤俊一「室町時代における東寺修造勧進」（東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年）。
 - 3) 太田直之「中世後期東寺大勧進の再検討—一五世紀前半を中心に—」（『日本歴史』七〇六、二〇〇七年）。

以下、これらの史料を用い、性栄の大内氏分国における勸進活動について検討する。但し、筆者の専門柄、本稿は、勸進を通して見たところの、同分国の行政機構・経済史的研究である。勸進の宗教史的観点からの評価、東寺側からみた本格的分析は他に譲ることとする。

一 東寺の事前交渉

(1) 東寺の働きかけ

まずは東寺による大内氏分国との事前交渉について検討する。

史料一:「東寺百合文書」(以下「東百」とする)カ函一八〇号(文安三(一四四六)年推定)(以下、史料中の〈〉内は割書、[]内は欠損、()内は注記を指す)

東寺修造之間事、被成下 官符并御教書令勸進諸国 [[候] 々]、其内 官符宣者大師門弟所役候、於 御教書者可勸十方檀那之由 上意候、仍御屋形様(大内教弘)御分国為勸進性栄上人下向候、預御許容候之様御注進候者所仰候、就中御祈禱事寺家無等閑令致其沙汰候、隨_冊御卷数一合令進覽之候、同可得御意候、恐々謹言、

五月一日 快寿(花押)(宝泉院)

安富近江守殿(元寿)

この文書の発給者は東寺の有力役僧宝泉院快寿である。宛所の「安富近江守」は大内氏京都代官(在京雑掌)安富近江入道元寿である⁴⁾。京都代官とは外交官的な役職である。大名が在国している時、京都政界の各所と種々の折衝・交流を行う。当時、大内氏分国は五代当主教弘期にあたり、教弘は在国している。煩雑となるので省略するが元寿は分国を代表し京都で種々の外交活動を行なっている。元寿の居所については、嘉吉三(一四四三)年段階では京都烏丸に宿所を構えている⁵⁾。本姓は源姓で多々良姓の大名大内氏からすれば非一門の被官ということになる⁶⁾。

本文の意味するところは「東寺修造の事。(太政)官符と(室町幕府)御教書

4) 大内氏の京都代官(在京雑掌)については小林健彦「大内氏の対京都政策 - 在京雑掌(僧)を中心として -」(『学習院史学』二八、一九九〇年)など。

5) 「建内記」嘉吉三年六月三日条。

が出された。諸国で勸進する。官符には(勸進は)大師門弟所役とあり、御教書には十方檀那に勧めよとの上意であった。よって御屋形様(大内教弘)御分国での勸進のため、性栄上人が下向する。御許容に預かるよう(国許へ)御注進あれば有り難い。御祈祷については怠り無く沙汰するので巻数を送る。併せて了解されたい」というものであろう。

この文書は、性栄の分国下向にあたり、東寺が元寿にその周旋を依頼した際のもと思われる。また、正文が「東百」に残存する以上、宛所は元寿であるが、真の文書受給者は性栄で、性栄はこの文書を元寿に提示し内容の了解を得た後、後の活動のために回収したということと思われる。東寺による分国への働きかけについてはもう一つ興味深い史料がある。

史料二:『東寺文書聚英』⁷⁾九三号(文安三年推定)

東寺修造之間事、被成下 官符并 御教書令勸進諸国候、其内 官符宣者大師門弟所役候、於 御教書者可勸十方檀那之由上意候、仍為御屋形様(大内教弘)御分国勸進性栄聖人下向候、可然之様預御扶助御指南候者寺家本望之至候、兼又九州事、御知行両国之外国民等皆悉随御命候歟、在々処々付便宜被申成御拳、遂勸進大功候者可為公私之御祈祷候、委曲此聖(性栄)可申候、恐々謹言、

五月三日 重耀(宝勝院)

この文書の発給者は東寺の有力役僧宝勝院重耀である。本文は「東寺修造の事。(太政)官符と御教書が出された。諸国で勸進する。官符には(勸進は)大師門弟所役とあり、(幕府)御教書では十方檀那に勧めよとの上意であった。よって御屋形様(大内教弘)御分国での勸進のため、性栄が下向する。しかるべく御扶助・御指南に預かれれば寺としても本望の至りである。また、九州の事、御知行の両国(筑前国・豊前国)の外、国民等は皆悉く(教弘の)御命に従うのであろうか。在々所々につき便宜に随って御推挙なされ、勸進の大功を遂げたらば公私の御祈祷を成す。詳しくはこの聖(性栄)が申す」というものであろう。

この文書の文章前段は史料一と同内容だが、後段で九州に言及している点が異

6) 和田秀作「大内氏家臣安富氏の関係史料について」一・二(『山口県文書館研究紀要』二七・二八、二〇〇〇・二〇〇一年)。

7) 上島有編『東寺文書聚英』(同朋舎出版、一九八五年)。

なる。東寺は前年文安二年の幕府（将軍空位・管領細川勝元）による大内氏保有の筑前国守護職没収⁸⁾ 情報を知らなかったのであろうか。但し、東寺も大内氏の筑前国実効支配続行の実情に知悉し、九州諸大名への影響力も考慮に入れた上で敢えて述べた可能性もある。この文書には宛所が無いが大名大内教弘宛と見て良いと思われる。

(2) 大内氏京都代官の対応

大内教弘京都代官安富元寿は、史料一・二の内、少なくとも史料一を了解し、次のような書状を作成した。

史料三：「東百」カ函一八四号（文安三（一四四六）年推定）

官符御教書案文被下進之候

為東寺修造勸進、官符并御教書如此候、仍御分国中事、別而御奔走可目出候、諸国嚴重候上、委細者性榮上人可被申候、可得御意候、恐々謹言、

五月三日 元寿（花押）（安富）

鷲頭肥前守殿（弘忠）

陶殿（弘房）

杉伯耆守殿（宗国）

宛所の最高位「鷲頭肥前守」は鷲頭弘忠である。四代大内氏当主持世期・五代教弘期長門国守護代である。文安五年二月に当主教弘に肅清されることになる⁹⁾。大内氏と同じ多々良姓の一門被官である。この史料の宛所の序列からしても、鷲

8) 舟越康寿「金剛三昧院領筑前国粥田庄の研究」（『社会経済史学』七-一、一九三七年）・佐伯弘次「大内氏の筑前国支配-義弘期から政弘期まで-」（川添昭二編『九州中世史研究』一、文献出版、一九七八年）など。

9) 前掲注論文で舟越康寿氏が検討しているが、鷲頭弘忠は、鎌倉末期の段階では本荘・新荘・加納地を含め、七四〇町歩にも及ぶ筑前国鞍手郡粥田荘を巡る荘園領主仁和寺と高野山金剛三昧院の相論を利用しつつ、永享六（一四三四）年（大内氏分国では四代持世期）、仁和寺と請負代官契約を結び、この地域に大きな勢力を扶植した。また、吉田賢司氏が検討しているが、四代大内持世が、豊後国大友氏攻撃に関し幕府の支持を得、幕府直属国人軍や西国諸国の大名との連合軍を率いて永享七年に大友氏に大打撃を与えた際、弘忠は有力部将として持世に従軍し、連合軍間で重要な位置を占めていた（吉田賢司「室町幕府の守護・国人連合軍-永享の北九州争乱をめぐって-」（『年報中世史研究』三四、二〇〇九年）。弘忠は四代持世期に大功を立てた大内氏被官である。詳細は不明だが、門地も高いため五代教弘にとっては脅威であったものと思われる。

頭氏は当時門地・実力共に大内氏被官の筆頭にあったと推定される。

二番目「陶殿」は陶弘房である。康正二（一四五六）年頃から中務少輔の官途を有している¹⁰⁾。先代陶氏当主越前守盛政は文安二年に死去したという¹¹⁾。文安三年当時、弘房は陶氏家督を相続したばかりで未叙爵ということと思われる。教弘期周防国守護代とされる。鷲頭氏同様、多々良姓の一門被官である。陶氏惣領家は、弘忠誅殺によって鷲頭氏が勢力を失った後、大内氏被官の筆頭家となっていく。

三番目「杉伯耆守殿」は杉宗国である。重国ともいう。豊前国守護代である¹²⁾。平民で大内氏からすれば非一門の被官である。杉伯耆守家は累代豊前国守護代職就任者を輩出する家である。

史料三の宛所となっている者達は当時の分国内主要国の各国守護代職を務めている。教弘の当時の第一～三位の被官と言って良いと思われる。本文の意味としては「東寺修造勸進についての（太政）官符と（幕府）御教書はこの通りである。（大内氏）御分国中の特別な御奔走が望ましい。諸国嚴重のことである。詳しくは性栄が説明される。御了解を得たい」というものであろう。史料三はやはり「東百」に正文が残存する。発給者である元寿は史料三を宛所の各所へ送らず、性栄に託したと考えるのが妥当と思われる。

こうした在国役職者宛在京役職者文書があれば、このときの性栄のような、広義に言えば京都政界から派遣された使者は、分国内での活動が行いやすいのだと思われる。

東寺と性栄による事前交渉は、元寿より史料三を引き出したことをもって成功したと見てよいと思われる。

10) 「大島居文書」康正二年九月八日付大内氏奉行人奉書。

11) 『采図纂要』。

12) 松岡久人「大内氏の豊前国支配」（『広島大学文学部紀要』二三-二、一九六四年）。

二 「山口政庁」の対応

(1) 各国守護代への下命

日時や旅程については後述するが、東寺勸進聖性栄は、京都を出発し、遙々大内氏分国へ下向・到着した。性栄はひとまず分国の主都、周防国山口の大内氏政庁（以下単に「山口政庁」と記す）を訪問したと思われる。大名大内教弘に謁見できたか否かは定かではないが、山口政庁の好意的な対応は次の史料から分かる。

史料四:「東百」カ函一九一号（文安三（一四四六）年推定）

為東寺修理 綸旨・御教書候之間、勸進御聖（性栄）下向候、仍当国中彼法流寺々相尋認注文、可有御渡候、惣国助成事、是又可然之様可有御了簡之由候、恐々謹言、

七月廿八日 秀家（花押）（飯田）

盛世（花押）（内藤）

鷲頭肥前守殿（弘忠）

この文書の発給者の「盛世」は内藤下野守盛世である。四代持世・五代教弘の重臣、美濃守盛貞（有貞入道）の子である。『萩藩閥閥録』の「内藤小源太」所収の内藤氏の系譜によれば、内藤氏は藤原姓の非一門家で、盛世は文安三年当時三二歳である。父有貞入道（盛貞）は享徳三（一四五四）年死去のため当時は健在である。この時、盛世は内藤氏嫡子の立場にあり、当主ではない。盛世はこの文書に加判していることからみて、当時、山口政庁に詰め、教弘の側近にあって吏僚的な役目を果たしていたのだと思われる。

「秀家」は飯田秀家である。四代持世末期には京都での活動形跡がある¹³⁾。長門国美祢郡神宮皇后神社を宝徳二（一四五〇）年に修築した「大願主源秀家」¹⁴⁾と同一人であれば源姓の非一門被官である。秀家も盛世同様山口政庁に詰めていたのだと思われる。享徳四（一四五五）年八月までに出家したようで、法号は石見入道昌秀である¹⁵⁾。

13) 「住吉神社文書」二三・二四二（『山口県史』史料編中世四）。

14) 「吉田宰判 厚保村」（『防長寺社由来』四）。

15) 例えば「永弘文書」（享徳四年）九月二九日付飯田昌秀入道書状など。

宛所は前述の長門国守護代鷲頭弘忠である。本文の意味は「東寺修理の綸旨（太政官符）と（幕府）御教書が出たので、勸進御聖（性栄）が下向してきた。よって当国中の（東寺）法流寺々に問合せ、（法流の寺々の）注文を作成し、（性栄に）お渡しせよ。惣国助成をすべきとのことである」というものであろう。

この文意からして、恐らく性栄は文安三年七月までに周防国山口へ到着したと推測される。史料一～三の日付である五月初旬から二ヶ月も後である。時間の経過には旅の準備と遠路以外の理由もあったと思われるが明らかにしえない。

性栄は同月の二八日以前（理由は後述する）に山口政庁へ入国と勸進実施の挨拶に赴き、諸文書を提示しつつ勸進実施の許可を求めたのだと思われる。山口政庁ではこれを承認し、史料四を発給したのだと推測される。また、やはり「東百」に史料四の正文が残存するので、山口政庁は史料四を文書の宛所に直接送進せず、性栄にこれを託したのだと思われる。

この史料四には同内容の文書が存在する。七月二八日付豊前国守護代杉宗国宛大内氏被官（内藤盛世・吉田重澄（平姓仁保（平子）氏一門）連署書状（「東百」カ函一九〇号、これを史料四-2とする）である。

さて、京都代官安富元寿による史料三の宛所は長門国守護代鷲頭弘忠・周防国守護代陶弘房・豊前国守護代杉宗国の三名であった。残る周防国守護代陶弘房宛大内氏被官連署書状があるべきだが管見の限りこれは現存しない。単に失われたか、弘房は山口政庁に詰めていて文書発給の必要が無かったといった理由が推測される。

（２）他大名分国への周旋

この他にも大内氏被官は次のような文書を発給している。史料四等と同日に発給された文書である。

史料五：『東寺文書聚英』九二号（文安三（一四四六）年推定）

為東寺修理 綸旨・御教書候之間、勸進御聖（性栄）下向候、無案内之由被仰候、仍一筆令啓候、恐々謹言、

七月廿八日 有貞（花押）（内藤）

小森田殿

御宿所

この文書の発給者「有貞」は史料四の加判者であった内藤盛世の父、有貞入道（美濃守盛貞）である。有貞入道は前述の内藤氏系譜によれば文安三年当時で六一歳である。有貞入道は鷲頭弘忠誅殺後、長門国守護代となる。同職はやがて内藤氏惣領家が世襲していくことになる。この文書を発給した理由は、内藤氏が東寺と伝統的に関係があったからであるが、その詳細については煩雑となるのでここでは述べない¹⁶⁾。

宛所の「小森田殿」は肥後国を本拠とする大名、菊池氏の有力被官小森田氏と思われる。文明一三（一四八一）年八月に大名菊池重朝が催した万句連歌会には、小森田八郎左衛門邦治・小森田兵部少輔重世・小森田三河守経世が参加している¹⁷⁾。当時、菊池氏分国は大内氏分国と友好関係にあったと思われる。

本文の意味は「東寺修理のため、綸旨（太政官符）・御教書が出されたので勧進御聖（性栄）が下向する。無案内と仰せられている。よって一筆啓上する」というものであろう。

宛所の小森田氏が肥後国菊池氏有力被官小森田氏であるとする、東寺は肥後国を中心とした菊池氏分国での勧進も計画していた可能性があったことになる。すると、史料二で東寺が大名大内教弘の「御命」は筑前・豊前国以外の九州の「国民」にも及ぶのであろうかとの記述と符合する。であるとすれば、史料五は大内氏分国が東寺の九州に関する要望に一応答えた結果のものといえる。この書状も他の史料同様、差出者が宛所へ送ったものではなく、勧進聖性栄が申請・受給したものと推測される。他同様手紙というよりは、紹介状に近い。

16) 拙稿「一五世紀大内氏分国における代官請負制について - 周防国美和荘兼行方を中心に -」（池享編『室町戦国期の社会構造』吉川弘文館、二〇一〇年）。

17) 「高田氏保管文書」二（『熊本県史料』四）。

三 勸進の実施状況

(1) 勸進の概要

ここでは東寺勸進聖性栄による教弘期大内氏分国における勸進の概要を検討する。これについては次のような好史料がある。勸進後の決算をする際、性栄が大勸進宝栄・東寺へ提出した算用状と思われる「東百」ヌ函三三三号である。

史料六：「東百」ヌ函三三三号（文安四（一四四七）年推定）

壺貫百文〈文安三年七月廿日ヨリ晦日マテ〉十一日分 毎日五十文ツ、性栄
宗山兩人

七百廿文〈七月十九日ヨリ晦日マテ〉十二日分 毎日六十文ツ、分 太郎

（中略）

以上四拾貳貫九百七十文

七百七十五文 淀ヨリ船賃彼是ニテ

（中略）

貳百文 ノホル時 兵庫ヨリ鳥羽マテノ船賃

以上拾五貫四百五十文

惣都合伍拾八貫四百廿二文

中略したため分かりにくいのが、この算用状の前半部分（「以上四拾貳貫九百七十文」以前）は性栄・宗山（後述）・太郎（後述）の日当の内訳を説明したと思われる。後半部分（「七百七十五文 淀ヨリ船賃彼是ニテ」以下）は性栄一行が旅中に費やした経費の報告のためのものと考えられる。前半部分を表1、後半部分を表2にまとめた。

旅程にあまり特異な点はないが、勸進を目的とした旅ならではの情報もある。ここまで検討してきた史料も踏まえ、推測含みで以下に整理する。

史料三などからして文安三年五月以降、性栄一行は山城国淀を出発（表2-1）。その際、奉加銭を入れる袋を縫製するための布と思われる「銭袋布」を八七文で用意（2）。淀から瀬戸内海を横断し分国に到着するまでの船賃とその他雑費は合計で七七五文であった（1）。

恐らく周防国のいずれかの港に到着したところ、前述内藤有貞入道の有力被官（大内氏陪臣）南野盛時¹⁸⁾の出迎えがあった（3）。そこには長門国豊田郡神上

表1 「性栄算用状前半日当申請部分表」

-	勸進時期	勸進者	内訳 (1人分)	額 (単位は文)
1	文安3年7月20日～30日	性栄・宗山	11日分毎日50文づつ	1100
2	文安3年7月19日～30日	太郎	12日分毎日60文づつ	720
3	文安3年8月分	性栄・宗山・太郎	29日分毎日50文づつ	4350
4	文安3年9月分	性栄・宗山・太郎	29日分毎日50文づつ	4350
5	文安3年10月分	性栄・宗山・太郎	30日分毎日50文づつ	4500
6	文安3年11月分	性栄・宗山・太郎	29日分毎日50文づつ	4350
7	文安3年12月分	性栄・宗山・太郎	30日分毎日50文づつ	4500
8	文安4年1月分	性栄・宗山・太郎	29日分毎日50文づつ	4350
9	文安4年2月分	性栄・宗山・太郎	30日分毎日50文づつ	4500
10	文安4年閏2月分	性栄・宗山・太郎	29日分毎日50文づつ	4350
11	文安4年3月分	性栄・宗山・太郎	30日分毎日50文づつ	4500
12	文安4年4月分	太郎	4日分毎日50文づつ	200
13	文安4年4月分	性栄・宗山	12日文毎日50文づつ	1200
合計	—	—	—	42970

寺(真言宗)と思われる「神上寺」の出迎えもあり、同寺によって案内者や下部が用意されていたようである(4～6)。一行は恐らく周防国山口入りし、山口市中の「見性庵(不詳)」を宿とした(7)。

そして一行は文安三年七月一九日から勸進を開始した(表1-2)。勸進は年内に終了せず、分国で越年した。文安四年正月には「法流」の寺・僧や関係者と思われる者達への正月礼銭を合計で一貫三〇〇文支出している(17～21)。

表2にまとめた箇所はすべてが旅程通りに書かれているわけではないようである。そのため、期間中、一行が何時何処へ赴いたのかは正確には分からない。

しかし、性栄は豊前国下毛郡の案内者を指すであろう「下毛案内者」を雇って五四文の酒手を出し(表2-8)、豊前国門司関の下り・上りの船賃を支出している(9・10)。その上、豊前国門司の宿へ一〇〇文の礼銭を支払っている(26)。一行が豊前国で勸進を行なったことは間違いない。守護代杉宗国を訪問し、文書(史料四-2)を提示し、「法流寺」注文を受け取り、勸進を行なったのではな

18) 「長門国守護職次第」・「長門国守護代記」によると、南野左馬允(後、若狭守)盛時は、内藤有貞入道が教弘期長門国守護代に就任した際の同国小守護代である。また、有貞入道の子、大炊助(後、下野守)盛世が同国守護代になった際の小守護代も盛時である。盛時の次の同国小守護代は盛時の子、南野縫殿允盛道とある。

かろうか。

恐らく長門国でも史料四を守護代鷲頭弘忠に提示し、豊前国と同様な手続きで勸進を行なったと思われる。11の「二俣川」船賃は、長門国・周防国国境近くの川、厚東川の渡である二俣瀬を渡河した際のものと思われる。

そして勸進は最終的には文安四年四月で終了している（表1-13）。一行の分国での勸進の期間は約二八〇日であった。一行は帰路「大和泉丸」に乗船し「船頭礼」が五〇〇文（25）、兵庫より鳥羽までの船賃が二〇〇文とある（35）。復路の船賃は往路とほぼ同じく合計七〇〇文である。

恐らく、三〇〇文の礼銭を支払っている「三郎次郎」（24）や、船で二〇〇文の礼銭を支払っている「弥三郎」（29）は人足か人足を宰領する者と思われる。勸進の成果については後述する。

因みに事情は不明だが、性栄一行は豊前国には赴いているが、肥後国などの菊池氏分国へ入国した形跡はない。合戦か何かの事情で断念したのだと推測される。史料五は小森田氏他の菊池氏分国関係者の目に触れ、紹介状としての機能を果たすことなく、性栄が京都に持ち帰り、そのまま東寺が保管するところとなったのだと思われる。

（2）補足

前後の状況からして文安四（一四四七）年のものと推定される次のような関係文書もある。

史料七：「東百」ヌ函二四三号（文安四年推定）

東寺奉加物事、去[]於山口渡進之候、仍請取給候畢、奉加帳之事承候之間、認進之候、可然便候者、連々可致奔走候、内々可得御意候、恐々謹言、

正月十八日 行印（花押）

性栄御房

発給者の「行印」は不明であるが、恐らく大内氏分国内に住む東寺「法流」の僧かと思われる。本文の意味は「東寺奉加物（銭）の事。去る（欠損）、山口でこれを渡した。よって受取状を給わった。奉加帳については了解したので、記入し、（そちらへ）送る。然るべき機会があれば、以後も奔走する。内々に御了解

表2 「性栄算用状後半経費報告部分表」

-	支出理由 (史料のまま)	額 (文換算)	備考
1	淀ヨリ船賃彼是ニテ	775	山城国淀～周防国?の船賃
2	銭袋布代	87	奉加錢を入れる袋の布の代金?
3	南野佐馬允振舞、内藤殿内人	500	内藤有貞入道被官南野左馬允盛時接待費
4	神上寺下坊	500	長門国豊田郡神上寺?への礼錢?
5	同案内者礼	300	神上寺が用意した案内者への礼錢
6	下部トラスル	100	下部への駄賃
7	見性庵山口宿礼	300	周防国吉敷郡山口での宿代
8	下毛案内者酒直	54	豊前国下毛郡案内者への酒代
9	門司渡船賃下時	10	長門国赤間関?～豊前国企救郡門司船賃
10	門司渡船賃上時	10	豊前国企救郡門司～長門国赤間関?船賃
11	二俣川船賃	4	長門国厚東郡二俣瀬船賃
12	カワシ錢目足	172	為替手数料
13	十地坊礼	300	十地坊 (不詳) への礼錢
14	同宿達	100	同宿達 (不詳) への礼錢?
15	慈光院拾籠振舞	300	慈光院 (不詳) 接待費
16	徳寿院ヨリ使之時	55	徳寿院 (不詳) より派遣されてきた使者の接待費?
17	十地坊正月礼	300	十地坊 (不詳) への正月礼錢
18	談義所能化、正月礼	300	談義所 (不詳) 能化への正月礼錢
19	惣寺家礼、正月礼	300	惣寺家 (不詳) への正月礼錢
20	東前坊、正月礼	200	東前坊 (不詳) への正月礼錢
21	慈光院、正月礼	200	慈光院 (不詳) への正月礼錢
22	十地坊下部トラスル	30	十地坊 (不詳) 下部への駄賃
23	弥三郎振舞	200	弥三郎 (不詳) 接待費
24	三郎二郎礼	300	三郎次郎 (不詳) への礼錢
25	大和泉丸船頭礼	500	大和泉丸 (船頭) への礼錢
26	門司宿礼	100	豊前国企救郡門司での宿への礼錢
27	神上寺より人夫入ル	200	神上寺より派遣された人夫への夫賃?
28	割符 (右脇に「二ツ分」) 夫賃	4000	為替手数料
29	弥三郎船ニテ礼	200	弥三郎 (不詳) へ船で渡した礼錢?
30	性栄冬物給候	2000	性栄への冬物給
31	宗山冬物	2000	宗山への冬物給
32	宗山別ニ進之	200	宗山の別途支出?
33	宗山神上寺へ正月使之時	100	宗山が正月に神上寺を訪問した際の支出?
34	太郎冬物	500	太郎への冬物給
35	(右肩に「ノホル時」) 兵庫ヨリ 鳥羽マテノ船賃	200	摂津国兵庫～山城国鳥羽間の船賃
36	(支出合計)	15397	但し史料上は15貫450文とある

を得たい」というものであろう。勸進の際には一般的なことではあるが、性栄の勸進に際しても、寄進者は奉加銭を寄進した際、勸進聖より受取状を受け取り、「奉加帳」への記帳が許されたことが分かる。この史料の行印の場合、性栄の訪問を受けたというよりは、山口にあった性栄の許へ自身で赴き、奉加銭を納めたようである。

(3) 一行の人員

次に性栄の随行員について説明する。史料六・表から分かるように、一行は性栄の他、宗山・太郎という者が主要人員である。表2によると、一行の着る冬衣等の費用と思われる「性栄冬物給」が二貫文(表2-30)で、「宗山冬物」も二貫文(31)とある。しかし、「太郎冬物」は五〇〇文(34)とある。ここからして性栄と宗山はほぼ同階層の僧であることが分かるが、冬物給の価格差と名前からして、太郎は等級が落ちる俗人であったと推測される。太郎は恐らく年貢取り立ての専門家である東寺門指かそれに類する者と思われる。

この三名の日当は、表1から分かるように、基本的に五〇文である。しかし、文安三(一四四六)年七月一九日～晦日までの太郎分(表1-2)のみが一日六〇文とある。この期間のみ日当が高いが、これは恐らく島嶼部や遠隔地へ赴いた特別手当といった理由と思われる。

また、表1によると、性栄の勸進を行なった総日数は二八八日で、申請日当額は合計一四貫四〇〇文である。宗山の勸進日数、申請日当額は全く同様である。太郎の勸進総日数は二八一日で、申請日当額は合計一四貫一七〇文である。

次に従者なども含めた性栄一行の総人数であるが、これは船賃から概ね推測がつく。一行の船賃については、長門国赤間関(推測)－豊前国門司関間の船賃(海船)として下り・上りともに一〇文を支払っている(表2-9・10)。また、山陽道の要衝、長門国二俣瀬の船賃(川船)として四文を支払っている(11)。

では一人当たりどの程度の船賃であったのかについては、大内教弘の子息である六代政弘期応仁元(一四六七)年当時における周防国佐波川の公定渡賃が参考になる。これによると、「往来人」は一人一文、「荷老人持」は二文、「鎧唐櫃并長唐櫃」は「式人持」ということで五文、「馬」を伴う場合は五文、「輿」は三文

とある(「大内氏掟書」一七～二一条)。

同じく政弘期文明一九(一四八七)年の長門国赤間関と豊前国小倉・門司・赤坂間の渡賃(海船)は、赤間関-赤坂間が三文、赤間関-門司関が一文、赤間関-赤坂間が二文を基本とし、別途、鎧唐櫃や長唐櫃や馬・輿を伴う場合は一五文、犬の場合は一〇文が加算されることになっている(「大内氏掟書」一〇八～一一五条)。人間の船賃は安い(物や動物の輸送費は高い¹⁹⁾。

五代教弘期においても大きな荷物のない旅行者の海・川の渡賃は一～二文と考えれば、赤間関-門司関渡海時、一行は上り・下りともに五～一〇名程度、二俣瀬渡河時は二～四名程度という小人数で勸進活動を行っていたとの推定が可能である。馬・犬や大きな荷物を伴っていた場合は更に小人数であったことを予想せねばならない。但し、分国の公文書を帯びているということで渡船業者が通常より船賃を割引していた可能性もある。その場合は一行の人数確定は不可能である。

四 勸進の成果

(1) 勸進奉加銭の実納分と総額

性栄一行の勸進の成果は、表2の12と28の記述が参考になる。12には「カワシ(替)銭目足」一七二文、28では「割符」「ニツ分」(二枚。桜井英治氏²⁰⁾によれば一枚は一〇貫文相当)の「夫賃」が四貫文とある。

これらによると、性栄は、文安四(一四四七)年四月の勸進終了の前後、恐らく山口市中で畿内商人振出の「割符」(為替手形の一種)を入手したようである。割符一つにつき額面の二割、二貫文の「夫賃」が発生していることが分かる。

19) 壇ノ浦で有名な波の荒い関門海峡の海船に馬を載せることが一般的にあったらしいことは目を引くが、犬を船に同乗させた際の費用が、馬の場合と比べてかなり高い点も注目に値する。大きさの差の事を考えれば高額の感がある。吠える事や噛みつく事を想定してのことであろうか。そこまでして犬を旅に伴う理由は定かではないが、やはり、護衛のためであろうか。中世の長門国の国衙周辺の町場では「犬懸(犬繫)役」に対する詳細不明の課役が存在し、しばしば免除の対象となっている(『南北朝遺文中国四国編』三〇〇九号等)。この辺りでは犬を飼うことや旅に犬を伴うことが一般的なことであったのかもしれない。長門国国衙周辺の様相については小川信「中世の長門府中と守護館・守護代所・「忌宮神社境内絵図」による景観復原を中心として」(『国史学』一二七、一九八五年)など。

割符の夫賃については、本多博之氏が検討した、文正元（一四六六）年における東大寺への同領周防国国衙領年貢の割符による納入の際にも割符一つにつき二貫文の「賃分」がかかっている。本多氏はこれを「海上輸送並み」と評価している²¹⁾。

確かに五代教弘期の頃の一〇貫文分の分国－畿内間の現銭の海上輸送費については、筆者が検討した長禄三（一四五九）年の東寺領周防国美和莊兼行方（催促使は東寺門指了蔵。請負代官は前述の内藤盛世）の事例では「正税銭」（年貢銭）一〇貫文の「運賃」は二貫文である²²⁾。一〇貫文はおよそ三五kgである。

桜井氏によれば、室町期の割符関係の史料が例外的に豊富な備中国新見莊（岡山県新見市）－畿内間の事例では、割符「夫賃」は割符額面の一割前後である。これを踏まえると、大内氏分国－畿内間の距離は、同じ瀬戸内海航路の新見莊－畿内間のおよそ二倍にあたるので、瀬戸内海沿岸地域での割符手数料としての夫賃は一応海上輸送距離に比例して設定されているとみて良いのではなかろうか。

一方、12の「カワシ銭目足」一七二文の支出が何を意味するのかはよく分からない。少額であるので28とは別の為替取組に発生した手数料ではなさそうである。性栄が割符と引き換えに支払った銭の中に使用に耐えない銭が混入していたため、割符を融通した者から使用に耐える銭に換算するための「目足」を請求されたということであろうか。

いずれにせよ、推測ではあるが、28の割符二ツ（二〇貫文分）が、勸進聖性栄の大勸進宝栄に対する勸進の実納分ということと思われる。

そして、史料六には文末に「惣都合伍拾八貫四百廿二文」とある。これは表1

20) 桜井英治「割符に関する考察」（『日本中世の経済構造』岩波書店、一九九六年、初出一九九五年）。割符については、他に宇佐見隆之「割符考-東寺領新見莊の事例から-」（『日本中世の流通と商業』吉川弘文館、一九九九年）、伊藤啓介「割符のしくみと為替・流通・金融」（『史林』八九・三、二〇〇六年）、辰田芳雄「年貢送進手段としての割符について-裏付の意味を中心に-」（『岡山朝日研究紀要』二七、二〇〇六年）、早島大祐「割符と隔地間交通」（『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年）など優れた論考がある。議論は、主として桜井氏による割符には事実上の高額紙幣の性格があるとの主張の是非をめぐって展開をみせている。史料六に「カワシ銭」や「割符」が所見する以上、ここで議論に対して私見を述べるべきであろうが、記事があまりに簡潔でそれは不可能である。

21) 本多博之「中世後期東大寺の周防国衙領支配の展開」（『日本史研究』二九六、一九八七年）。

22) 前掲注拙稿。

の三者分の日当申請合計額四二貫九七〇文と表2の経費史料記載合計額一五貫四五〇文（史料をみると「文」の筆致のため、一五貫四五二文と紛らわしい）の合計額五八貫四二〇文と近似値である。これに割符二ツ（二〇貫文）を加えた七八貫文強がこのときの勧進による奉加銭総額ではなからうか。

(2) 補足

性栄は往路用諸経費を見越して出発前に東寺か大勧進から幾許かの銭を与えられた筈である。この銭を仮に往路で使い切ったとしても、性栄一行は復路において割符化した二〇貫文と経費の一五貫文強を奉加銭総額七八貫文強から除いた四三貫文程度（つまり性栄・宗山・太郎の日当請求額の合計額相当）の現銭を持って移動したことになる。重さでいえば一五〇kg程度である。

この四三貫文の輸送費は、割符一ツの夫賃が二貫文で、一〇貫文の現銭の輸送費が二貫文であることを踏まえれば、八貫六〇〇文かかる筈である。しかし、前述したように一行の復路の船賃は七〇〇文であった。全く計算が合わない。

理由はよく分からないが、例えば四三貫文は三人の日当分に当たるものであるため、輸送費は別途支払ったものの経費として申請しなかったのかもしれない。或いは、勧進聖が集めた奉加銭ということに船頭が理解を示し、船賃のみを受け取って奉加銭分の輸送費を受け取らなかったのかもしれない。

また、性栄がすべての銭を割符化し、畿内で換金する方法をとらなかった理由は、単純に考えれば遠国であるため割符が二ツしか手に入らなかったということと思われる。他に理由を考えれば、瀬戸内海で海賊に遭遇した際、目立つ現銭を奪われようとも実納分の割符だけは肌身離さず携行してこれを死守するといった危険分散のためという可能性があるかもしれない²³⁾。

23) 海賊が割符を奪取したとして果たして換金できるのか。桜井英治氏が主張したように、割符に不特定の人々の間で流通する事実上の高額紙幣的機能があればよいが、無ければ、転売するにせよ、振出人の許へ持参するにせよ、換金は難しそうである。割符は現銭や商品現物に比べれば海賊の興味は低いのではなからうか。

おわりに

伊藤俊一氏の研究に詳しいが、東寺はかつて応永一九（一四一二）年に備前国を対象とし、児島山伏を起用して棟別錢徴収を行なった。しかし、東寺は備前国守護職を持つ大名赤松氏とその被官に対する事前交渉に失敗しその助力が無かった。その上、山伏による徴収を忌避・警戒した住民による山伏殺害事件までもが起こっていた。

この事例と比較すれば、本稿で検討してきた文安年間（一四四四～四九）の性栄の勸進活動は、実納額こそ二〇貫文に過ぎないと推定されるとはいえ成功裡に終わった事例と評価できる。

では何故、大内氏分国は性栄に協力的であったのか。この問題は重要である。特に分国内の東寺「法流寺々」が分国首脳部に及ぼす影響力がどのようなものであったのかは解明する必要がある。しかし、それは本稿の主題から逸脱する難問で、今ここで解明することはできない。現時点で推測しうる理由のみを幾つか挙げる。

- ①当時の大内氏分国と幕府との関係は、幕府（将軍空位、管領細川勝元）による大内教弘の筑前国守護職没収問題を巡って悪化しつつあった。しかし、文安六年には教弘が新将軍足利義成（義政）の将軍就任祝賀のため一時上洛をした²⁴⁾。将軍代替わりに伴う関係修復の可能性もあったと思われる。分国首脳部としても東寺勸進への協力が幕府との関係修復の糸口となる期待を持っていたため。
- ②この勸進は、太田直之氏が強調するように東寺が幕府のみならず朝廷の支持も得て実施したものであった。そのため、大内氏分国首脳部としても、幕府・東寺のみならず、京都政界全体における分国の評判に配慮したため。
- ③東寺が勸進実施にあたって大内氏分国への事前連絡・交渉を怠らなかったため。伊藤氏が指摘しているように、文安六年の大勸進宝栄による若狭国での勸進は同国守護職を有する大名武田氏の奉書獲得以前は難航し、獲得後は円

24) 「東寺文書」五三（『大日本古文書』一〇・五）。

滑に実施されている。

- ④勸進の具体的な方法が、勸進聖が分国内を無秩序に闊歩しつつ行うものではなく、大内氏分国の各国守護代が作成した東寺「法流寺々」注文に基づき、恐らく寺を中心に廻るといふ大内氏の分国支配体制を尊重したものであったため。
- ⑤大内氏有力被官内藤氏は、有貞入道以来、東寺領周防国美和莊兼行方代官職を請け負っており、有貞入道・子息盛世初期段階における内藤氏の東寺への年貢納入状況は概ね良好なものと推定される（年貢納入状況は盛世末期に悪化）。しかも、有貞入道の父、智得入道の時以来の伝統的な東寺との関係もあった²⁵⁾。この勸進に関しても、有貞入道・盛世父子は史料四・史料四-2・五の発給に関わり、大内氏分国に入国した性栄の出迎えのため、自家の重要被官（大内氏陪臣）南野盛時を派遣していた。ここからして内藤氏は当主大内教弘や他の大内氏被官各家に対し、東寺と性栄の勸進活動のためのある程度の周旋を行なったことが推測される。これが好影響を及ぼしたため。
- ⑥大内氏分国首脳部としては、この勸進が巨大な分国に与える経済的打撃が微小なものに留まると容易に推測しえたため。といったものとなる。

恐らくこうした複合的な理由により、教弘期大内氏分国首脳部は性栄の勸進活動に協力的であったのだと思われる。そして当時の分国の行政機構が安定的に機能していたため、首脳部の意向が円滑に下達され、結果、支障なく勸進が行われたということだと思われる。

25) 前掲注拙稿。